

畜産農家の皆様へ

原子力発電所における事故に伴い、通常よりも高いレベルで放射線量が検出されている地域があります。

このような地域では、粉じん等に付着して落下してくる放射能をもつ物質（放射性物質）が飼料や水にかからないよう、当面の間、飼養管理に当たっては以下の点に注意してください。

1 飼料

家畜に放射性物質がかかった牧草、乾草、サイレージなどの飼料を与えることがないように、

- (1) 事故の発生前に刈り取った飼料を使いましょう。
- (2) 倉庫など屋内で保管された飼料を使いましょう。
- (3) 屋外で保管されている飼料については、ラップ等で空気に触れない状態で保管されたものだけを使いましょう（念のため、使う前に乾草等を覆っているラップ等を布で拭いたり、水洗いしましょう。）。

2 家畜の飲用水

飲用水が落下してくる放射性物質に汚染されないように、

- (1) 水道水や井戸水を使用し、わき水や流水等の使用は避けましょう。
- (2) 貯水槽には蓋をしましょう。
- (3) 舎外の水槽等で水を与えることは避けましょう。

3 その他

舎外で飼養すると、水、草や土から放射性物質を摂取する可能性があります。当面、放牧等はやめて畜舎内で飼育しましょう。

注) 大気中の放射線量については、以下等をご覧ください。

<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/jisin/20110311miyagi/monitoring.html>

22消安第9976号
22生畜第2385号
平成23年3月19日

関東農政局生産経営流通部長
消費・安全部長

東北農政局生産経営流通部長
消費・安全部長

宛て

消費・安全局畜水産安全管理課長
生産局畜産部畜産振興課長

原子力発電所事故を踏まえた家畜の飼養管理について

東北地方太平洋沖地震に伴い発生した東京電力(株)福島第一原子力発電所事故により、放射性ヨウ素、放射性セシウム等の放射性物質を含む粉じんが降下する可能性があります。

これに関連して、3月19日、福島県の1農場から採取された原乳から食品衛生法上の暫定規制値を超える放射性物質が検出されたとの発表がありました。

また、茨城県産のほうれんそうからも食品衛生法上の暫定規制値を超える放射性物質が検出されたとの発表がありました。

現時点では、原乳の汚染原因は判明していませんが、福島原子力発電所の状況によっては、大気中の放射線量が通常よりも高いレベルになる可能性が否定できないことから、放射性物質の家畜への暴露の防止・低減を通じて畜産物の汚染を防止・低減するために、生産者に対し、下記の飼養管理事項について周知を図るよう、貴職から貴局管内都県に対して通知・指導していただくようお願いいたします。

記

大気中の放射線量が通常よりも高いレベル(注)で検出された地域においては、以下に留意すること。

- 1 乾牧草(サイレージを含む)を給与する場合は、事故の発生前に刈り取り・保管されたもののみを使用すること。さらに、
 - (1) 事故の発生時以降も屋内で保管されたものを使用すること。
 - (2) 屋外で保管されたものはラップ等の包材により外気と遮断されたものを使用すること。これらを使用する際には、包材の外装を念のため布でふきとったり、水洗いする等してから包材を開けること。
- 2 家畜の飲用水については、貯水槽にふたをするなど降下する粉じん等の混入を防止するための措置を講ずること。
- 3 放牧を当面の間行わないこと。

注) 大気中の放射線量が通常よりも高いレベルで検出されたことのある地域については、文部科学省がとりまとめている都道府県別環境放射能水準調査結果、原子力施設周辺環境モニタリングデータ等(<http://www.kantei.go.jp/jp/kikikanri/jisin/20110311miyagi/monitoring.html>を参照)のデータをご覧ください。